

総合評価方式における技術資料の事例と解説

令和3年4月1日改定版

総合評価方式については、ガイドラインに対する質問や企業から提出された技術資料で見受けられた記載誤り等について、その事例と解説を下表のとおり取りまとめてありますので、今後の資料の作成・提出にあたっての参考としてください。

項目	質問・事例	回答・解説
総合評価全般	<p>総合評価に関する運用ガイドラインは毎年改定されるのか。 また、改定された場合、ホームページ等への掲載時期はいつか。</p>	<p>総合評価に関する運用ガイドライン（以下、ガイドラインとします。）は改定の必要が生じた場合に行うため、毎年改定するわけではありません。 ガイドラインの改定は「素案作成 庁内意見の集約 改定案の作成 総合評価審査委員会（外部学識経験者からの意見聴取含む）の承認 ホームページ等への掲載」の工程が必要となります。 改定した場合は、改定内容等について速やかにホームページ等でお知らせします。</p>
	<p>4月早々に総合評価案件が公告された場合、意見聴取会はいつ開催されるのか。その場合、ガイドラインの適用はどうか。</p>	<p>4月早々に総合評価案件を公告する場合、庁内の落札者決定基準の承認や学識経験者による意見聴取会開催など、公告文作成までに通常約1か月程度の期間を要します。仮に年度当初にガイドラインが改定された場合でも、4月早々に公告する総合評価案件は改定前のガイドラインを適用することになります。 なお、ガイドラインの内容を改定する場合は、あらかじめ適用する時期をホームページ等でお知らせします。</p>
	<p>総合評価方式を採用する案件はどのようなものでしょうか。金額等の基準はありますか。</p>	<p>「平塚市建設工事に係る総合評価方式実施要領」において「総合評価適用基準」を決めています。 適用基準の方針は、真に技術力を要する工事案件を対象とし、原則として、概算設計金額（税込み）が5,000万円以上となる案件を対象としますが、5,000万円を下回った場合でも内容によっては対象とすることがあります。 ただし、早期の発注工事（5月第1回目の公告以前の案件）や、10月以降の発注工事（単年度案件）は対象から除外しています。また、総合評価方式の対象案件が同日の公告において多数の案件が重複するような場合は調整の上、対象から除外する場合があります。</p>

総合評価方式における技術資料の事例と解説

令和3年4月1日改定版

項目	質問・事例	回答・解説
総合評価全般	自己採点表を「PDF形式」に変換して電子入札システムで添付している。	自己採点表は各社のデータを取りまとめますので、必ず「エクセル形式」のまま電子入札システムで添付してください。
	自己採点表や技術資料の記載間違い、落札者決定基準の勘違い、添付書類の不足などについて	各案件の公告文に記載されている「 落札決定基準 」及び「 総合評価方式に関する運用ガイドライン 」をよくお読みください。些細な記載ミス等から評価されないケースが多々見受けられます。
	資料提出者（入札参加希望者）の称号が特定建設工事共同企業体（JV）であるにもかかわらず、単独の企業名（代表構成員）の名称しか記載されていない。	資料提出者の名称は正確に記載してください。 JVでの入札参加希望の場合は、【 ○・ 特定建設工事共同企業体 代表構成員 建設】のように記載してください。 記載間違いがあると技術資料全部が無効となる場合がありますのでご注意ください。

総合評価方式における技術資料の事例と解説

令和3年4月1日改定版

項目	質問・事例	回答・解説
<p>企業の技術力 (技術提案及び技術提案に係る施工計画又は、簡易な施工計画の技術的所見)</p>	<p>標準型における技術提案及び技術提案に係る施工計画や簡易型における簡易な施工計画の提案で、5項目までの記載を求めているのに対し、5項目を超えて記載している。</p>	<p>5項目を超えて記載していても、技術提案及び技術提案に係る施工計画の提案又は簡易な施工計画の提案全てが無効になるわけではありませんが、上位5項目まで対象とします。なお、提案内容の質が低下することから、評価されない場合が考えられますのでご注意ください。</p>
	<p>標準型における技術提案及び技術提案に係る施工計画や簡易型における簡易な施工計画の提案で、様式の指定行数を超えている。</p>	<p>指定行数を超えて記載していた場合、技術提案及び技術提案に係る施工計画の提案又は簡易な施工計画の提案全てが無効になりますのでご注意ください。</p>
	<p>標準型における技術提案及び技術提案に係る施工計画及び簡易型における簡易な施工計画の提案で、様式の指定フォントポイントを変更している。</p>	<p>フォントポイントを変更して記載していた場合、技術提案及び技術提案に係る施工計画の提案又は簡易な施工計画の提案全てが無効になりますのでご注意ください。</p>
	<p>様式中の枠を広げて記載した。</p>	<p>枠を広げることは不可であり、技術提案及び技術提案に係る施工計画の提案又は簡易な施工計画の提案全てが無効になりますのでご注意ください。</p>
	<p>標準型における技術提案及び技術提案に係る施工計画及び簡易型における簡易な施工計画の記載に曖昧な表現や複数の事項が含まれている。</p>	<p>* 曖昧な表現【できるだけ、なるべく、他社と協力して】など、努力義務的なものや自社だけでは完結できないもの * 複数の事項【 を設置し、さらに を設け・・・】など、効果に対し単純な評価ができないもの</p> <p>以上のような場合は評価されませんのでご注意ください。</p>

総合評価方式における技術資料の事例と解説

令和3年4月1日改定版

項目	質問・事例	回答・解説
<p>企業の技術的能力 (過去10年間の同種工事の施工実績)</p>	<p>同種工事とは具体的にどのようなものか。</p>	<p>公告文中の入札案件概要書の入札参加条件のうち、登録業種に記載されている工種と同じ工種です。 (例：入札案件概要書の登録業種が土木一式工事の場合、施工実績として記載する工種は土木一式工事のみです) 登録業種に記載されている工種と違う工種が施工実績として記載されている場合は評価しません。</p>
	<p>施工実績として記載したい工事が同種工事かどうか分からない。</p>	<p>当該工事のCORINSデータに記載した工種をご確認いただくか、各発注機関にご確認ください。平塚市発注工事であれば契約検査課契約担当にお問い合わせください。</p>
	<p>記載された同種工事の工事成績評定点が正しく記載されていない場合はどうなるのか。</p>	<p>同種工事の成績により評価点が違うため、工事成績評定点が正しく記載されていないと工事の実績があっても評価されません。</p>
	<p>施工実績として記載したい工事の請負代金額は税込み額でよいか。</p>	<p>お尋ねの通り消費税を含んだ金額です。</p>
	<p>当時の工事成績評定通知書を処分してしまったので、工事成績評定通知書を再発行してもらえるか。</p>	<p>平塚市の場合は工事成績評定通知書の再発行はしていません。他の機関が発注した工事は各発注機関にお問い合わせください。 (再発行できない場合でも工事成績が記載された施工証明書なども有効とします。)</p>

総合評価方式における技術資料の事例と解説

令和3年4月1日改定版

項目	質問・事例	回答・解説
<p>企業の技術的能力 (過去3年間の工事成績 評定点の平均点)</p>	<p>評価対象工事として記載してある工種と違う工種の実績が記載されている場合はどうなるか。</p>	<p>評価対象外工事が記載されている場合は評価しません。公告文中に記載している落札決定基準で指定する評価対象工事を記入してください。 (例：土木一式工事の評価対象工事 = 土木一式工事、ほ装工事、造園工事)</p>
	<p>評価対象工事として記載してある工種の実績がすべて記載されていない場合はどうなるのか。</p>	<p>すべて記載されていない場合は評価しません。過去3年間の評価対象工事の工事成績評定点をすべてを記載し、平均点を記載してください。 ただし、平均点が60点以上70点未満になる場合はマイナス評価を行うため、真の評価値を求め評価基準による評価を行うものとします。(契約検査課で確認の上、補正します。)</p>
	<p>平塚市からの工事成績評定通知書を処分してしまったので、工事成績評定通知書を再発行してもらえるか。</p>	<p>平塚市の場合は工事成績評定通知書の再発行はしていません。他の機関が発注した工事は各発注機関にお問い合わせください。 (再発行できない場合でも工事成績が記載された施工証明書なども有効とします。)</p>

総合評価方式における技術資料の事例と解説

令和3年4月1日改定版

項目	質問・事例	回答・解説
<p>企業の技術的能力 (過去5年間の優良工事等表彰等の実績)</p>	<p>優良建設工事表彰の受賞実績に指定以外の表彰実績が記載されている。</p>	<p>公告文中に記載している落札決定基準で指定する受賞実績以外の受賞実績については評価しませんので、必ず確認してください。</p>
	<p>平塚市以外の優良建設工事表彰で受賞実績を証明する書類が添付されていない。</p>	<p>公告文中に記載している落札決定基準で指定する資料(表彰状(写し))を必ず添付してください。</p>
	<p>優良建設工事表彰の受賞実績が少なく(多く)記載されている。</p>	<p>表彰実績資料の受賞回数と技術資料に記載してある受賞回数が違う場合、過少記載はそのままの回数で評価します。過大記載の場合は評価しません。</p>
	<p>国土交通省関東地方整備局長の表彰を受賞しているが、表彰状を紛失してしまった場合はどうなるか。</p>	<p>平塚市以外の表彰は表彰状の写し等を提出してもらおうこととさせていただいていますが、各機関がホームページなどで表彰状況を公表している場合は、当該画面を印刷したものを添付することで可とします。(表彰者、表彰対象者、表彰年度が確認できること)</p>
<p>企業の技術的能力 (ISO9001 認証取得の有無)</p>	<p>支店での入札参加にもかかわらず、当該支店がISO9001認証の対象となっていなかった。</p>	<p>本社が認証されていても、当該支社・支店が認証されていない場合は評価しません。</p>
	<p>ISO9001の認証はされているが、認証取得を証明するものを提出しなかった。</p>	<p>認証取得を証明するものが提出されない場合は評価しません。ISO9001の認証取得登録証の写しを必ず提出して下さい。</p>

総合評価方式における技術資料の事例と解説

令和3年4月1日改定版

項目	質問・事例	回答・解説
配置技術者全般	配置予定技術者の実績は以前の所属企業でのものではなぜだめなのか。CORINSデータは提出できる。	総合評価は落札候補者（企業）を決定するための手法であり、工事成績評定は企業、配置技術者を含め工事全体で評価されていることから、現所属企業での実績のみを評価対象とさせていただきます。
	記載された配置予定技術者が従事した工事ではあるが、従事した期間が工期の過半を満たしていない。	工期途中に配置技術者の変更があったときは、工期の過半を満たしている、または両者が同一期間配置されていて完成時の配置技術者である場合を除き、実績や工事成績は評価しません。
	配置予定技術者を複数記載せず、落札決定後、契約までの間に当該技術者を配置できなくなった。	当該技術者と同等以上の実績、工事成績、資格を有する技術者を配置できる場合に限り、変更を認めます。同等以上の実績、工事成績、資格を有する技術者を配置できない場合は落札者になれないと共に、落札決定以降の辞退扱いとなり、入札参加停止措置（6か月）となります。このような事態にならないように、なるべく複数の配置予定技術者を記載しておくことをお勧めします。なお、配置予定技術者を複数記載した場合は、評価値が一番低い配置予定技術者を評価対象とします。
	総合評価方式での入札案件を受注したが、工事途中で配置技術者を変更する必要が生じた場合どうなるのか。	変更が必要であるための正当な理由があり、当該技術者と同等以上の実績、工事成績、資格を有する技術者を配置できる場合に限り、変更を認めます。同等以上の実績、工事成績、資格を有する技術者を配置できない場合は評価内容が履行できないこととなるため、工事成績評定点を減じると共に、場合によっては一般競争入札参加資格停止及び指名停止措置や損害賠償請求等を行うことも検討します。
	1級土木施工管理技士の資格を有し、現場代理人だけを務めた工事の実績があるが評価対象となるか。	現場代理人は建設業法上の配置技術者ではありませんので、工事実績の評価対象とはなりません。

総合評価方式における技術資料の事例と解説

令和3年4月1日改定版

項目	質問・事例	回答・解説
<p>配置予定技術者の技術的能力 (過去10年間の同種工事の施工実績)</p>	<p>同種工事とは具体的にどのようなものか。</p>	<p>公告文中の入札案件概要書の入札参加条件のうち、登録業種に記載されている工種と同じ工種です。 (例：入札案件概要書の登録業種が土木一式工事の場合、施工実績として記載する工種は土木一式工事のみです) 登録業種に記載されている工種と違う工種が施工実績として記載されている場合は評価しません。</p>
	<p>施工実績として記載したい工事が同種工事かどうか分からない。</p>	<p>当該工事のCORINSデータに記載した工種をご確認くださいか、各発注機関にご確認ください。平塚市発注工事であれば契約検査課契約担当にお問い合わせください。</p>
	<p>記載された同種工事の工事成績評定点が正しく記載されていない場合はどうなるのか。</p>	<p>同種工事の成績により評価点が違うため、工事成績評定点が正しく記載されていないと工事の実績があっても評価されません。</p>
	<p>施工実績として記載したい工事の請負代金額は税込み額でよいか。</p>	<p>お尋ねの通り消費税を含んだ金額です。</p>
	<p>当時の工事成績評定通知書を処分してしまったので、工事成績評定通知書を再発行してもらえるか。</p>	<p>平塚市の場合は工事成績評定通知書の再発行はしていません。他の機関が発注した工事は各発注機関にお問い合わせください。 (再発行できない場合でも工事成績が記載された施工証明書なども有効とします。)</p>

総合評価方式における技術資料の事例と解説

令和3年4月1日改定版

項目	質問・事例	回答・解説
<p>配置予定技術者の技術的能力 (過去3年間のすべての工事成績評定点の平均点)</p>	<p>「配置予定技術者が当該工事の配置技術者として従事した」とあるが、複数の技術者をCORINSに登録した場合、すべて施工実績として認められるのか。</p>	<p>配置技術者とは、CORINS工事カルテにおける監理技術者または主任技術者のことです。担当技術者への登録は配置技術者として認めません。 なお、JV受注工事における複数の主任技術者登録の場合は配置技術者として認めます。</p>
	<p>過去3年間のすべての工事とは、企業の場合と同じ評価対象工事のことか。</p>	<p>配置予定技術者の場合は、現所属企業が元請負者として受注し、配置予定技術者が有する建設業法による資格に基づき配置技術者として従事したすべての工事です。 (例：1級土木施工管理技士資格で土木一式工事、とび土工・コンクリート工事、舗装工事の配置技術者に、また、1級造園施工管理技士資格で造園工事の配置技術者になっていれば、そのすべての工事が評価対象となります。)</p>
	<p>配置技術者として従事した工事の入札案件概要書には登録業種が複数書いてあるが、これもすべての工事に含めるのか。 (とび土工コンクリート工事または土木一式工事となっている)</p>	<p>配置予定技術者が有する建設業法による資格に基づき配置技術者として従事した場合は、すべての工事に含みます。</p>
	<p>実績がすべて記載されていない場合はどうなるのか。</p>	<p>すべて記載されていない場合は評価しません。 過去3年間の評価対象工事の工事成績評定点をすべてを記載し、平均点を記載してください。 ただし、平均点が60点以上70点未満になる場合はマイナス評価を行うため、真の評価値を求め評価基準による評価を行うものとします。(契約検査課で確認の上、補正します。)</p>
	<p>平塚市からの工事成績評定通知書を処分してしまったので、工事成績評定通知書を再発行してもらえるか。</p>	<p>平塚市の場合は工事成績評定通知書の再発行はしていません。</p>

総合評価方式における技術資料の事例と解説

令和3年4月1日改定版

項目	質問・事例	回答・解説
配置予定技術者の技術的能力 (過去5年間の優良工事等表彰(技術者表彰)等の実績)	優良建設工事表彰の受賞実績に指定以外の表彰実績が記載されている。	公告文中に記載している落札決定基準で指定する受賞実績以外の受賞実績については評価しませんので、必ず確認してください。
	平塚市以外の優良建設工事表彰で受賞実績を証明する書類が添付されていない。	公告文中に記載している落札決定基準で指定する資料(表彰状(写し))を必ず添付してください。
	優良建設工事表彰の受賞実績が少なく(多く)記載されている。	表彰実績資料の受賞回数と技術資料に記載してある受賞回数が違う場合、過少記載はそのままの回数で評価します。過大記載の場合は評価しません。
	国土交通省関東地方整備局長の表彰を受賞しているが、表彰状を紛失してしまった場合はどうなるか。	平塚市以外の表彰は表彰状の写し等を提出してもらうこととさせていただきますが、各機関がホームページなどで表彰状況を公表している場合は、当該画面を印刷したものを添付することで可とします。(表彰者、表彰対象者、表彰年度が確認できること)

総合評価方式における技術資料の事例と解説

令和3年4月1日改定版

項目	質問・事例	回答・解説
企業の社会性 災害時等の地域貢献 (災害時における協定)	災害時における協定の資料で、神奈川県との協定と平塚市との協定の両方の資料を添付している。	両方添付しても、平塚市との協定のみ評価しますので、配点は合算にはなりません。 なお、書類削減の観点から、不要な書類は添付しないでください。
	協定を締結している組織の加入証明書を添付している。	平塚市が求めているのは協定を締結している組織に所属していることの誓約書です。加入証明書は無効とします。
	災害時における応急復旧対策の協力に関する協定(施設の清掃等の応急復旧に関する協力)を平塚市と結んでいる組織に属しているが、評価の対象となるか。	公告文中に記載している落札決定基準で指定する協定のみ評価します。評価対象は以下の通りです。 ・下水道管渠の応急復旧に関する協力 ・災害の防止及び応急復旧活動に関する協力 ・公園、緑地、街路樹等の応急復旧措置に関する協力 ・電気設備の応急復旧に関する協力 ・被災した建物の解体撤去等に関する協力
企業の社会性 災害時等の地域貢献 (建設機械の保有状況)	経営審査を受けた後で新たに特定建設機械を購入したが評価対象となるか。(経営審査の建設機械の保有状況一覧表には記載がない)	経営審査における建設機械の保有状況一覧表(審査基準日が公告日から1年7か月以内のもの) (写し) で評価を行いますので、同一覧表に記載のないものは評価対象になりません。
	保有する特定建設機械の登録地が平塚市以外であるが問題ないか。	災害時等の地域貢献は単に平塚市内あるいは神奈川県内の災害といった狭義なものではなく、広域な視野に立った被災地支援など広義なものと考えますので、登録地については問いません。
企業の社会性 (環境問題への取り組み)	環境問題への取り組みの資料で、電気自動車の導入資料としての長期賃貸借契約書(写し)の使用者が自社名義でなかった。	長期賃貸借契約の場合は、使用者が自社名義でないと評価できませんので、ご注意ください。(個人名義は評価しません。)
	環境問題への取り組みの資料で、プラグインハイブリッド車の導入資料としての長期賃貸借契約書(写し)の契約残存期間が1年に満たなかった。	長期賃貸借契約の場合は、契約期間を3年以上とし、公告時点において契約の残存期間が1年以上ある場合のみ有効とさせていただきますので、評価できません。

総合評価方式における技術資料の事例と解説

令和3年4月1日改定版

項目	質問・事例	回答・解説
<p>企業の社会性 (企業によるワーク・ライフ・バランス等の推進)</p>	<p>イクボスとは何ですか。私(経営者)は子育てを終了していますが、宣言できるのでしょうか。</p>	<p>イクボスとは、育児(子育て)をするボス(経営者)のことではありません。職場で共に働く社員、スタッフの仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を考え、その人のキャリアを応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができるボス(経営者)のことですので、宣言することは可能です。</p>
	<p>平塚市イクボス宣言企業登録の評価はガイドラインでは選択項目になっていますが、どの程度選択されるのでしょうか。</p>	<p>案件により選択します。 平塚市では「イクボス宣言企業登録」を通じ「働きやすいまち」を目指して『イクボスのわ』を広げていきますので、皆様にも趣旨をご理解いただき「イクボス宣言企業登録」をしていただけますよう、お願いいたします。</p>
	<p>平塚市イクボス宣言企業登録はどのように行えばよいのですか。</p>	<p>平塚市イクボス宣言企業登録は「市民部人権・男女共同参画課(庁舎本館7階・0463-21-9861)」が所管しておりますので、詳細については同課にお問い合わせいただくか、同課のホームページをご確認ください。</p>
	<p>イクボス宣言を行い認定された場合、事後審査等がありますか。また、一度認定されればずっと継続されますか。</p>	<p>認定には有効期間があり、3年間(年度)有効となり、その後更新の手続きが必要となります。 事後審査等はありませんが、1年間に1度程度、活動の継続を確認させていただくとのことです。 なお、詳細については上記のとおり、「市民部人権・男女共同参画課(庁舎本館7階・0463-21-9861)」にお問い合わせください。</p>
<p>企業の社会性 (キャリアアップシステムへの登録状況)</p>	<p>キャリアアップシステムの事業者登録を証する書面(写し)とはどのようなものですか。</p>	<p>事業者登録完了通知(写し)など、登録されていることが確認出来る書面の提出を求めます。 なお、入札案件の公告日以前に登録されていることが必要になります。</p>

総合評価方式における技術資料の事例と解説

令和3年4月1日改定版

項目	質問・事例	回答・解説
企業の信頼性 (建設業労働災害防止協会への加入)	加入証明書が添付されていない。	加入証明書(写し)または加入者名簿(写し)を必ず添付してください。 なお、加入証明書の日付が指定年度のものでない場合は評価しません。
企業の地域性 (市内企業の下請けへの活用)	平塚市に存在しない企業を下請けとして記載してある。	当該企業の下請け金額については合計から減じて評価します。なお、市内企業であっても企業名の記載を間違えると、調査した結果、存在しないものとなりますので、正確に記載してください。
	各下請け予定額を合計した金額と下請け予定額の合計欄に記載してある金額の値が違う。	予定額の合計欄に記載してある金額が、各下請け予定額を合計した金額より低額である場合は、予定額の合計欄に記載してある金額を入札予定金額で割った率で評価します。 予定額の合計欄に記載してある金額が、各下請け予定額を合計した金額より高額である場合は、各下請け予定額を合計した金額を入札金額で割った率で評価します。
	落札者となった場合、評価された下請け率(例:加 点3点=入札金額の30%)のみ履行すればよいと考えている。	落札者には、提出された資料から算出された下請け率を実際の落札金額(税抜)に乗じた金額の履行を求める文書を後日送付します。端数も履行義務を負うのでご注意ください。 履行がなされない場合は、ペナルティが課されます。 (例:算出された下請け率33.5%・入札額(税抜)50,000,000円の場合、16,750,000円の履行を求めます。)
	各下請け予定金額に材料費を含めてしまった。	記載された金額は、全て下請け予定額として履行を求めますので、ご注意ください。履行がなされない場合は、ペナルティが課されます。市内企業である下請負者が材料を納入した場合、市内生産品の活用と認めておりますので、材料費は市内生産品の活用に記載することをお勧めします。

総合評価方式における技術資料の事例と解説

令和3年4月1日改定版

項目	質問・事例	回答・解説
企業の地域性 (市内生産品の活用)	平塚市に存在しない企業からの市内生産品の活用として記載してある。	当該企業の市内生産品の活用金額については合計から減じて評価します。なお、市内企業であっても企業名の記載を間違えると、調査した結果、存在しないものとなりますので、正確に記載してください。
	各市内生産品の活用予定額を合計した金額と市内生産品の活用予定額の合計欄に記載してある金額の値が違う。	<p>予定額の合計欄に記載してある金額が、各市内生産品の活用予定額を合計した金額より低額である場合は、予定額の合計欄に記載してある金額を入札金額で割った率で評価します。</p> <p>予定額の合計欄に記載してある金額が、各市内生産品の活用予定額を合計した金額より高額である場合は、各市内生産品の活用予定額を合計した金額を入札予定金額で割った率で評価します。</p>
	落札者となった場合、評価された市内生産品の活用率(例：加点3点＝入札金額の30%)のみ履行すればよいと考えている。	<p>落札者には、提出された資料から算出された市内生産品の活用率を実際の落札金額(税抜)に乗じた金額の履行を求める文書を後日送付します。端数も履行義務を負うのでご注意ください。</p> <p>履行がなされない場合は、ペナルティが課されます。</p> <p>(例：算出された活用率33.5%・入札額(税抜)50,000,000円の場合、16,750,000円の履行を求めます。)</p>
	各市内生産品の活用予定金額に下請負者の工費を含めてしまった。	記載された金額は、全て市内生産品の活用予定金額として履行を求めますので、ご注意ください。履行がなされない場合は、ペナルティが課されます。